

基本目標2**安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現**

節	大施策	掲載 ページ
1 安全・安心	1.防災・危機管理	88
	2.消防・救急	93
	3.交通安全	96
	4.防犯	99
	5.消費者行政	102
2 環境	1.環境負荷の少ない地域社会の形成	105
	2.ごみの適正処理と再資源化の推進	109
	3.自然環境の保全	112

第1節：安全・安心

1. 防災・危機管理

現状と課題

- ・本市は、東海地震の地震防災対策強化地域に指定されているとともに、台風や集中豪雨等による被害の懸念も高まっている中、市民が安心して暮らせる地域社会の構築が求められます。
- ・本市は、平成21年度に地域防災計画の見直し及び防災マップの更新を行う等、災害への対策を行っていますが、今後もよりわかりやすい情報の提供が必要となっています。
- ・自主防災組織は、行政区や自治会単位で30団体が組織されていますが、組織化が進んでいない地域での設立促進や既設団体の機能拡充が課題となっています。また、住宅の耐震化等、市民の防災活動に向けた啓発を進めることが重要です。
- ・地域の災害時要援護者^{※1}への対策は、申請による登録制度を採用しているため、すべての対象者については網羅されていません。また、障害のある人等が避難する福祉避難所の指定等による体制整備が望まれます。
- ・義務教育施設の耐震化は完了しました。しかし、災害時に避難所となる公民館等の公共的施設については、建物の危険性に応じて、耐震化の支援をするとともに想定される避難者数に応じた備蓄食料や資機材を確保することが重要です。
- ・国民保護法に基づく国民保護措置や新型インフルエンザ等新たな感染症、庁内情報システムへのサイバー攻撃^{※2}等に備える危機管理体制の構築が求められます。

3基本計画
基本目標2

施策がめざす将来の姿

- 行政の防災・危機管理体制が整備され、安心して暮らせるまちになっています。
- 自主防災組織を中心に、地域における自助・共助による防災力が高まっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
自主防災組織の世帯カバー率 (%)	73.5	85	90
災害対策に対する満足度 (%)	40.1 (平成20年度)	50	60

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 防災・危機管理	(1) 防災意識の向上	①災害に対する意識の啓発 ②災害に備えた情報の発信 ③防災訓練の充実
	(2) 防災体制・機能の向上	①自主防災組織の充実 ②災害時に被害を最小限にとどめる活動 ③災害発生時における情報発信 ④庁内の災害対応能力の向上 ⑤被災時の生活再建支援
	(3) 災害に強いまちの整備	①災害に備えた公共施設整備 ②災害に備えたインフラの整備 ③災害時対応についての民間企業等との協力 ④住宅等耐震化の促進【P. 132「住宅」の再掲】
	(4) 危機管理体制の強化	①国民保護措置への備え ②様々な危機に対する備え ③危機管理に関する情報の一元化

3基本計画
基本目標2

施策の主な内容

(1) 防災意識の向上

①災害に対する意識の啓発

市民の災害に対する意識を高めるため、行政区や自治会を単位とした自主防災組織等に対し、防災講座の開催、防災訓練の実施等を積極的に支援し、災害に対する意識の啓発を行います。

②災害に備えた情報の発信

災害が発生した時に市民が迅速かつ適確な避難行動をとることができるよう、広報紙やホームページへ避難所や事前対策、緊急時の行動マニュアル等の情報を掲載します。また、防災対策マップ、帰宅支援マップ、外国籍の人のための避難所マップ等、わかりやすい資料の配布により、市民への周知を図ります。

③防災訓練の充実

行政区や自治会等の子どもから高齢者までを対象とした地域単位で実施される防災訓練を支援します。また、災害図上訓練^{※3}等、訓練内容についても充実を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体又は担当課	事業概要
防災啓発事業	総務課防災室	防災に関する講座の開催、また自主防災組織が実施する防災訓練を支援する。
災害図上訓練事業	総務課防災室	市職員向けの図上防災訓練を行い、危機管理体制の確認と意識啓発を行う。

(2) 防災体制・機能の向上

①自主防災組織の充実

地域の防災力を高めるため、防災に関する啓発や講座の開催、防災訓練の実施等、積極的な支援を進め、行政区や自治会を単位とした自主防災組織の充実を図ります。

②災害時に被害を最小限にとどめる活動

災害発生時に被害を最小限に抑えるため、高齢者世帯等に対する家具転倒防止事業及び地域における防災訓練を実施します。また、災害時要援護者の把握の対策として他の制度の研究や福祉避難所の設置等を進めます。さらに、各小中学校に設置されている防災倉庫についても、資機材の拡充と備蓄食料の適宜更新を進めます。

③災害発生時における情報発信

災害関連の情報に関して、台風等事前に災害が予想される場合には、早い段階での情報発信に努め、事前の予測が難しい地震については、全国瞬時警報システム^{※4}（J-ALERT）を活用し、正確で迅速な情報発信に努めます。

④庁内の災害対応能力の向上

市民の生命や財産を守るため、市職員の意識向上を図り、一人ひとりが緊急時に迅速な対応ができるように、災害対策本部の設置訓練を始め、防災訓練で担当部署におけるそれぞれの役割を果たすことができるよう能力の向上を図ります。また、災害時に受け入れるボランティアの活動を効果的なものとするための体制づくりや、防災リーダーの育成を進めます。

⑤被災時の生活再建支援

災害によって、市内で被害が発生した場合、応急仮設住宅の建設や住宅資金の災害貸付等、生活再建に向けた支援を速やかに行います。また、災害ボランティアによる救援活動が効率的に行えるように環境の整備を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体又は担当課	事業概要
自主防災組織支援事業	総務課防災室	各自主防災組織の設立・運営支援や研修・訓練等の活動支援を行う。
家具転倒防止事業	総務課防災室	高齢者世帯等における家具の転倒による負傷等防止を目的に、転倒する恐れのある危険な家具に転倒防止金具の取付けを行う。

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
災害用資機材・備蓄品 整備事業	総務課防災室	災害用備蓄品等を使用期限に注意しながら、計画的に更新する。

(3) 災害に強いまちの整備

①災害に備えた公共施設整備

災害対策の拠点や避難所となる公共施設では、必要に応じて耐震診断を行い、その結果等に基づいて改修を推進します。

②災害に備えたインフラの整備

災害によって、電気・ガス・水道等のライフラインが使用できない状況の発生を防ぐため、適切な維持管理を関係機関・民間事業所に働きかけるとともに、市で管理する下水道施設を始めとしたインフラの耐震化等、整備を進めます。

③災害時対応についての民間企業等との協力

民間企業及び大学等との協力体制を強化し、災害時における物資や資機材の調達、避難所としての場所提供等の締結について拡充を図ります。

④住宅等耐震化の促進【P. 132「住宅」の再掲】

昭和56年の建築基準法改正以前に建てられた木造住宅所有者を対象に、無料耐震診断の実施を周知し、診断実施を促進するとともに、診断に基づく補強工事の支援を行います。また、個々のニーズに応じて利用しやすくなるように、現在の補助制度の見直しを実施します。さらに、避難所となる公民館施設の耐震化を促進するため、耐震診断とそれに伴う補強工事を支援します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
木造住宅耐震診断事業 (P. 134の再掲)	建築課	昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法及び伝統構法の木造住宅を対象に無料で耐震診断を実施する。
木造住宅耐震改修費補助事業 (P. 134の再掲)	建築課	耐震診断を受診した住宅で、倒壊する可能性がある又は高いという診断結果となった場合、耐震改修工事を実施するにあたり、一定の要件に基づいて補助金を交付する。
避難所耐震化工事助成 事業	建築課	避難所に指定されている公民館等の耐震化工事費を助成する。

(4) 危機管理体制の強化

①国民保護措置への備え

武力攻撃やテロ行為等の緊急処理事態^{※5}が発生した場合、市民の生命・財産を守るための国民保護措置が速やかに行えるよう、庁内体制の整備と関係機関との連携を強化します。

②様々な危機に対する備え

新型インフルエンザ等、新たな感染症の発生や「庁内情報システム」に対する外部からのサイバー攻撃等に対応できるよう、対策マニュアルの作成やシミュレーション訓練の実施等、各種の取組を推進し、様々な危機に対して備えます。

③危機管理に関する情報の一元化

危機的事態が発生した場合、情報の錯綜を防ぐため、他分野にわたる危機管理に関する情報を一元化し、対応策を検討できる体制を構築します。

【主要事業】

事業名	事業主体又は担当課	事業概要
危機管理対策マニュアル作成事業	総務課防災室	新たな感染症の発生等、様々な危機に対応できるよう、マニュアルを作成する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市地域防災計画（平成21年5月改訂）
- 日進市国民保護計画（平成19年2月～）

◆ 用語の解説

- ※1 災害時要援護者：災害から身を守るため安全な場所に避難するなど、一連の防災行動をとる必要がある際に、支援を必要とする人
- ※2 サイバー攻撃：産業や政府の活動等や電力供給、交通等の国民生活や社会経済活動に不可欠なサービスの安定的供給や公共の安全の確保に関する重要な役割を果たす重要な情報システムに対して、情報通信ネットワークや情報システムを利用した電子的な攻撃のこと。
- ※3 災害図上訓練：地図を用いて地域で大きな災害が発生する事態を想定し、危険が予測される地帯又は事態をシートの上書き込んでいく訓練のこと。
- ※4 全国瞬時警報システム：通信衛星を利用し、緊急情報を行政や住民へ瞬時に伝達できるシステムのこと。
- ※5 緊急対処事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態のこと。

第1節：安全・安心

2. 消防・救急

現状と課題

- ・本市の消防・救急体制は、常備消防機関として、本市とみよし市及び東郷町で組織する尾三消防組合があり、市内には本郷地区に日進消防署、浅田地区に日進西出張所が配置されています。さらに、非常備消防機関として、消防団^{*1}（14分団）が組織されています。（平成22年度時点）
- ・市民が安心して暮らせるまちとなるためには、火災の予防、消防・救急体制が充実しており、市民一人ひとりが初期消火活動や応急手当等の救命講習会に参加する等、防災に対する正しい知識や技術を身につけることが必要です。
- ・火災や地震災害等の大規模化や多様化が見られる中、想像を超える事態も予測されることから、高度な消防・救助体制の整備が求められています。また、近隣市町の消防機関との相互応援体制の確立や、さらにそれを一歩進めた消防組織の広域化に向けた検討も必要です。
- ・地域の消防力の強化のため、防災訓練の実施や住宅用火災警報器の設置等、市民が自らの安全は自ら守ることができるような体制づくりと、その実現に向けた支援が必要です。

施策がめざす将来の姿

- 消防・救急体制が充実するとともに地域の消防力が高まり、安心して暮らせるまちになっています。
- 救急に関する正しい知識や技術が普及し、市民の救命に対する意識が向上しています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
市内火災出動件数（件）	36	30	25
消防体制・救急体制に対する満足度（%）	39.4 （平成20年度）	50	60

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 消防・救急	(1) 消防・救急意識の向上	①火災予防に対する意識啓発
		②消防・救急に関する初動意識の啓発
	(2) 消防・救急組織の強化	①尾三消防組合等との連携
		②消防団等の機能強化

施策の主な内容

(1) 消防・救急意識の向上

①火災予防に対する意識啓発

子どもから高齢者まで幅広い世代に広報紙やホームページ等による防火意識の啓発及び地域との連携による情報提供等を行い、住宅用火災警報器等の設置を推進します。

②消防・救急に関する初動意識の啓発

市民が初期消火活動や応急救命行為を迅速かつ正確に行えるよう、消防署が主催する講習会の開催情報の提供等、意識啓発のための活動を積極的に行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
春・秋季火災予防運動開催事業	尾三消防組合 総務課防災室	火災が発生しやすい気候となる時期に、火災予防意識の一層の向上を図り、火災発生を防止する事を目的に実施する。
応急手当技術の普及啓発事業	尾三消防組合 総務課防災室	市民に対し応急手当技術を普及促進するため、AED（自動体外式除細動器）を使用した講習会を実施する。
消防力の強化に向けた啓発事業	総務課防災室	市民の防火意識の向上を図るとともに予防対策の充実に努める必要があることから、防災訓練における初期消火活動や住宅用火災警報器の設置を促進する。

(2) 消防・救急組織の強化

①尾三消防組合等との連携

消防救急無線設備のデジタル化に対応した通信施設の整備を進めるとともに、近隣市町の消防機関との応援体制を強化します。また、引き続き尾三消防組合との連携によって、消防救急体制の維持に努めます。さらに、消防の広域化についても検討を行います。

②消防団等の機能強化

地域防災の中核をなす消防団や自主防災組織の充実に努めるとともに、地域や企業に対し消防団や自主防災活動への理解を働きかけます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
地域における消防体制の強化事業	尾三消防組合 総務課防災室	消防署・消防団が中心となった消防体制の強化を進める。消防団の活性化並びに消防団員の確保に努める。
地域における防災体制の強化事業	総務課防災室	防災意識の啓発、自主防災組織の設立支援と育成強化を進める。高齢者・障害のある人等、災害時要援護者への支援を行う。

◆ 関連する計画・条例

- 尾三消防組合消防力整備計画（平成21年度～平成30年度）

◆ 用語の解説

※1 消防団：消防組織法の規定により設置された市町村の消防機関で、1市を除いて全国すべての市町村に設置されている。消防団活動を担う消防団員は、通常は各自の職業に従事しながら火災等の災害が発生したときは「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき活動している特別職の地方公務員（非常勤）である。消防の常備化が進展している今日においても、消防団が地域の消防防災において果たす役割はきわめて重要であり、消防本部・消防署（常備消防）が置かれていない非常備町村にあっては消防団が消防活動を全面的に担っている。

3. 交通安全

現状と課題

- ・愛知県は、自動車保有台数が全国1位（平成21年度）、日進市は、人口一人あたりの自動車保有台数が県内の市の中で3位（平成20年度）でした。
- ・人の移動や物流の手段として自動車に依存する割合が高い地域であり、運転免許保有者数も年々増加傾向にあります。
- ・このような社会情勢の下、交通事故死者数は近年減少していますが、県内及び本市の交通事故は依然として多発している状況です。
- ・交通事故を抑止するために、交差点・通学路等の道路環境や歩道等の交通安全施設の点検・整備が求められています。また、市民・ドライバーがそれぞれ交通マナーを向上する必要があります。
- ・啓発活動は、J A日進女性交通安全クラブ、各単位老人クラブ、シルバー人材センター、交通少年団及び住民自治組織によって展開されています。
- ・住宅地やマンション周辺での路上駐車による緊急時を含めた通行障害等に対応するため駐車対策が求められています。また、取締り対象にならない場合もあり、効果的な対策が難しい状況です。

3基本計画
基本目標2

施策がめざす将来の姿

- 市民が交通事故によって被害者や加害者にならないよう、交通安全施設が整備され、道路交通環境が整ったまちになっています。
- 市民、警察署、関係機関等が行政と連携して交通安全意識の向上を図る取組を実践し、だれもが安全に安心して暮らせるまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
市内交通事故（人身）発生件数 （人口1,000人あたり）（件）	7	6	5
交通安全に対する満足度（%）	28.1 （平成20年度）	30.6	33.1

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
3. 交通安全	(1) 交通安全活動の推進	①交通安全に対する意識の啓発
		②地域における交通安全活動の支援
		③関係機関との連携
	(2) 交通環境整備による安全性の確保	①交通安全施設の整備と歩行者等の安全性確保
②路上駐車対策の推進		

施策の主な内容

(1) 交通安全活動の推進

①交通安全に対する意識の啓発

交通安全県民運動期間に合わせ、JA日進女性交通安全クラブ、各单位老人クラブ及び住民自治組織と警察署・行政が協働で行う「交通安全啓発活動」を展開します。また、安全マップの作成支援等や小学生で編成している交通少年団の活動を通して、交通安全に対する意識向上を進めます。

②地域における交通安全活動の支援

地域独自で実施している交差点等での街頭監視や駅前でのキャンペーン活動に対し市民との協働で啓発活動を展開します。

③関係機関との連携

交通安全活動の推進にあたり、JA日進女性交通安全クラブ、各单位老人クラブ、シルバー人材センター、住民自治組織及び警察署、教育機関及び学生等に協力を依頼し、相互に連携して実施します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
交通安全啓発事業	生活安全課	高齢者、幼児、小学生に対する交通安全教室の開催や交通安全県民運動時の街頭キャンペーン等を実施する。

(2) 交通環境整備による安全性の確保

①交通安全施設の整備と歩行者等の安全性確保

交通事故の発生防止と歩行者等の安全性を確保するため、ガードレール、カーブミラーの設置、カラー舗装等の交通安全施設を効果的に整備するとともに、地域や警察署との連携を図りながら信号機の設置や交通規制を行います。

②路上駐車対策の推進

路上駐車は渋滞や事故を誘発するため、道路環境整備や交通安全施設の整備とともに、「交通安全条例」の改正、警察署や地域と連携した巡回及びチラシ配布等によって、路上駐車対策を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
交通安全施設整備事業 (P. 118 の再掲)	道路建設課	カラー舗装、街路灯、カーブミラー、視線誘導標、ガードレール等の整備や交通規制、案内サインの設置等を行うことで歩行者・自転車・自動車及安全で安心して通行できるよう道路環境を整備する。
交通安全施設維持事業 (P. 119 の再掲)	土木管理課	カラー舗装、街路灯、カーブミラー、視線誘導標、ガードレール等を維持補修する。

◆ 関連する計画・条例

■ 日進市交通安全条例

第1節：安全・安心

4. 防犯

現状と課題

- ・「まちの安心ステーションひまわり」や青色回転灯を装着した車両を利用した地域によるパトロール等により、子どもの見守り活動や夜間巡回を行っています。
- ・夜間の防犯対策として、防犯灯の設置を積極的に進めています。
- ・「安全なまちづくり条例」に基づき、関係機関や事業者、自主防犯活動団体が連携して、犯罪のないまちづくりをめざした取組を行っています。
- ・人口1,000人あたりの街頭犯罪の発生率（平成21年度）は、愛知県平均を下回っています。
- ・子どもが犯罪被害に遭わないようにするため、警察署や学校と連携を密にし、メール配信システム等を活用した迅速な不審者情報の提供が求められています。
- ・市民の安全・安心に対する関心は非常に高く、安心して暮らせる生活環境の整備が必要となっています。
- ・侵入盗や車上ねらい、自転車盗等の身近で起こる街頭犯罪等が起きています。
- ・犯罪を減らすには、市民一人ひとりが防犯に対する意識を高めると同時に、地域ぐるみの取組が必要となっています。
- ・自主防犯活動は市内各地で行われるようになってきましたが、組織がない地域での設立促進や既存団体の活動維持、継続が課題となっています。また、防犯に関する団体は高齢者が中心となっており、幅広い世代の参加が必要となっています。

施策がめざす将来の姿

- 隣近所が声をかけあい、犯罪がないまちになっています。
- 地域ぐるみの防犯体制が整い、安全で安心な生活をすることができます。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
街頭犯罪等（重点罪種）発生件数 （人口1,000人あたり）（件）	11.6 （平成22年度）	11.2	11.0
防犯や治安に対する満足度（%）	28.7	30	32

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
4. 防犯	(1) 防犯意識の向上	①防犯に対する意識の啓発 ②犯罪情報・被害防止情報の発信
	(2) 地域における防犯能力の向上	①自主防犯活動の強化・育成 ②地域ぐるみの防犯体制づくり ③防犯関連施設の充実 ④関係機関との連携強化

施策の主な内容

(1) 防犯意識の向上

①防犯に対する意識の啓発

安全マップの作成等の支援、広報紙やホームページ等によって、子どもから高齢者までを対象とした啓発活動を積極的に行います。また、児童生徒に対しては、学校や地域、保護者と連携し、非行防止を促します。さらに、日頃から防犯講話等により犯罪に遭わないための意識を高めます。

②犯罪情報・被害防止情報の発信

市民が侵入盗や車上ねらい、自転車盗等の被害に遭わないように、ホームページやメール配信サービス「パトネットあいち^{*1}」の利用を促すことにより、迅速に情報を提供します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
防犯啓発事業	生活安全課	防犯教室や地域でのイベントの際に、防犯意識向上のための啓発を行う。

(2) 地域における防犯能力の向上

①自主防犯活動の強化・育成

地域における自主防犯活動団体に対して、活動資材や犯罪情報を提供し、人材育成や確保を行う等、より効果的な活動支援を行います。また、組織のない地域では、設立の促進を行います。

②地域ぐるみの防犯体制づくり

日進市少年防犯活動推進委員会^{*2}やアイチレディース4^{*3}、また地域の自主防犯活動団体が中心となり、地域の防犯パトロールや防犯講話等の啓発活動を行います。また、青色回転灯を装着した車両等の貸し出し等、地域ぐるみの防犯活動を促進します。

③防犯関連施設の充実

「まちの安心ステーションひまわり」にて防犯相談を受けるとともに、地域巡回を強化します。また、夜間の犯罪を抑止するために防犯灯を効果的に設置するとともに、地域においては住宅の門灯点灯運動を展開する等、明るく犯罪のないまちづくりを進めます。

④関係機関との連携強化

警察署と市内の学校、事業者及び自主防犯活動団体が連携を取り、速やかな情報伝達を行い、効果的な防犯活動ができるようにします。また、民生委員やホームヘルパーとの連携を強化し、高齢者に対する犯罪を抑止します。愛知警察署の建替に併せ、誘致活動の支援にも取り組むとともに、中学校区の増設による交番設置も要望を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
自主防犯組織活動支援事業	生活安全課	自主防犯活動団体に対して、活動資材を提供する。
まちの安心ステーションひまわり管理運営事業	生活安全課	本市の防犯拠点である「まちの安心ステーションひまわり」を管理運営し、防犯啓発活動を推進する。
防犯施設整備事業	生活安全課	夜間における防犯施設である防犯灯の設置及び維持管理を行う。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市安全なまちづくり条例

◆ 用語の解説

- ※1 パトネットあいち：携帯電話向けメールマガジンで、愛知県警察本部が地域安全情報として、不審者等に関する情報、身近で発生する犯罪に関する情報配信サービスのこと。
- ※2 日進市少年防犯活動推進委員会：市からの委嘱を受けた委員で構成される少年非行の防止や街頭犯罪の抑止を目的とした防犯団体のこと。
- ※3 アイチレディース4：正式名称は愛知地区防犯女性クラブで、愛知警察署の委嘱を受けた委員で構成される防犯団体のこと。愛知警察署管内の2市2町にそれぞれ支部が存在する。

5. 消費者行政

現状と課題

- ・従来の「消費者の保護」という基本理念から、現在では、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立支援」を基本理念として、消費者利益の擁護及び増進に取り組むことが必要となっています。
- ・消費者行政は、消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、安全でかつ安心であることを基本とすることが求められています。
- ・また、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者の自立を支援することを基本として行うことが課題となっています。
- ・商品及び役務については、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、必要な情報及び教育の機会を提供することが求められています。
- ・消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済することが必要です。
- ・本市は、全国的に消費者を取り巻く問題、とりわけマルチ商法、食品偽装等を解決に導くため、市内の消費生活研究グループの活動を支援しています。
- ・具体的な啓発活動として、消費生活展、消費生活講座及び生産地見学会等の研修会を開催しています。
- ・市役所を会場に、消費生活アドバイザーや司法書士等、専門家による相談会を開催しています。相談内容は、契約トラブルや消費生活についての苦情、多重債務問題等となっています。
- ・消費者を取り巻く問題は、年々多岐多様な分野に及んできており、市民への啓発活動を強化するとともに、専門的機関との連携や弁護士への紹介が必要となってきました。
- ・総合的に消費者行政を推進するため、消費者行政推進基本計画の策定をする等、消費者行政の施策体系を明確化することが喫緊の課題です。

施策がめざす将来の姿

- 市民すべてが消費者であり、そのすべてが安全で安心な消費生活を営んでいるまちになっています。
- 消費者自らが問題解決に立ち向かい、地域や団体が互いに連携しあい、消費者トラブルのないまちになっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
安全な消費生活の確保に対する満足度 (%)	15.8 (平成20年度)	18	20

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
5. 消費者行政	(1) 消費者の自立支援	①消費者に対する意識啓発
		②消費者学習活動等の支援
	(2) 消費者トラブルへの対応力の強化	①消費生活相談体制の充実
		②関係機関との連携

施策の主な内容

(1) 消費者の自立支援

①消費者に対する意識啓発

日頃から、市民の消費生活活動への関心を高めるため、広報紙やホームページを始め、チラシ、パンフレット等の内容等を工夫して、積極的に意識啓発を行います。

②消費者学習活動等の支援

消費者自ら問題解決に取り組む力を醸成するため、消費者の自立支援のための講座やシンポジウム等のプログラムを提供するとともに、市民や消費生活研究グループ等が互いに学習活動等を展開できるよう支援します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
消費生活啓発事業	生活安全課	悪質商法被害防止パンフレットやホームページ等、多様な媒体・手法を活用して情報提供をし、意識啓発を図る。
消費者講座開催事業	生活安全課	消費生活問題に対して地域や団体を牽引できる人材育成型の講座や高齢者、若者向けの講座を開催する。

(2) 消費者トラブルへの対応力の強化

①消費生活相談体制の充実

消費生活相談の内容が複雑・多様化してきていることから、相談日数や相談員数、時間帯、相談システムの適正化等にも配慮します。また、専門家によって解決支援に導くとともに、契約・取引・表示等の適正化、製品の安全確保・危害防止、多重債務問題等、様々な相談に対応し、消費者を総合的に支援します。さらに、高齢者に対しては民生委員等と連携を取って、地域ぐるみの支援を行います。

②関係機関との連携

国、国民生活センター、県、弁護士会、司法書士会及び警察署等と連携し、適切でより迅速な消費者トラブル解決に向け支援します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
消費生活相談事業	生活安全課	悪質商法等による契約トラブルや消費生活についての苦情・相談窓口を設置する。
相談体制連携事業	国・県 生活安全課	国、国民生活センター及び県等の関係機関と連携し、適切でより迅速なトラブル解決に向け支援する。

第2節：環境

1. 環境負荷の少ない地域社会の形成

現状と課題

- ・本市は、地球環境問題に対応した環境負荷の少ない地域社会の実現に向け、良好な環境の保全やその創出のための環境まちづくりを推進するため、「環境まちづくり基本条例」を制定し、環境基本計画を策定するとともに、諸施策を総合的で計画的に推進しています。
- ・地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化を防止するためには、市民一人ひとりが環境負荷の少ないライフスタイルを実践するとともに、企業も省エネルギー・クリーンエネルギーの推進に取り組む必要があります。
- ・公害については、工場や事業所を発生源とした、かつての産業型公害から、自動車の排気ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁、生活騒音等、市民の生活スタイルに起因した都市・生活型公害に移行しています。
- ・環境負荷の少ない地域社会を実現するためには、限られた資源やエネルギーを有効利用し、ごみの排出抑制や再利用、再資源化を促進し、再生可能エネルギー等への転換や消費行動の見直しをする必要があります。
- ・公共交通機関の利用促進等、ライフスタイルの変革が必要であることを認識し、行動につなげていくことが必要です。

施策がめざす将来の姿

- 地球環境にやさしい行動をする市民や企業が増え、環境負荷の少ない地域になっています。
- 環境保全行動を実践する市民や企業が増え、公害のない地域になっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
環境基本計画分野別計画施策内容の着手率(%)	50 (平成20年度)	73.3	90.0
公害苦情処理件数(件)	167	127	107

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 環境負荷の少ない地域社会の形成	(1) 環境意識の向上	①環境活動への支援 ②環境学習の推進 ③環境基本計画の推進
	(2) 低炭素社会 ^{*1} に向けた取組	①家庭・事業所における取組に向けた支援 ②市による環境行動計画等の推進
	(3) 地域環境の向上	①公害防止対策の推進 ②環境美化の促進 ③不法投棄対策の推進

施策の主な内容

(1) 環境意識の向上

①環境活動への支援

地域に即した環境活動を支援するため、専門知識を持つNPO、ボランティア等の市民団体と地域住民が連携し、人材の育成や情報提供の支援をします。

②環境学習の推進

子どもから大人までの環境保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するための環境学習プログラムを提供します。また次世代を担う子どもたちが、地域の中で仲間と一緒に主体性を持って地球環境及び地域環境に関する学習や活動を展開できるよう支援します。

③環境基本計画の推進

環境基本計画の実施状況を市民に公表し、成果の検証を行うとともに、目標を達成するための施策の実施に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
環境学習推進事業	環境課	市民一人ひとりの意識を高め、行動を促すことを目的に、地球温暖化防止対策等、生活環境の保全・保護策についての講座を実施する。
こどもエコクラブ支援事業	環境課	各クラブに対し講座を開催するとともに自主活動を支援する。

(2) 低炭素社会に向けた取組

①家庭・事業所における取組に向けた支援

地球温暖化防止のための省資源化・省エネルギー化を始め、クリーンエネルギーの利用やエコカーの普及促進に努めます。また、自転車及び公共交通機関による移動等環境にやさしいライフスタイルを実践するための情報を提供し、市民、事業所、行政で低炭素社会の実現に向けた取組を推進します。

②市による環境行動計画等の推進

温室効果ガスの削減に取り組むために、市民、事業所と行政が連携し、地域の特性に応じた総合的かつ計画的な施策を推進します。また、公共施設の環境保全のための行動計画によって、4R^{*2}の実践や通勤ノーカーデーの推進等、市としての取組を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
住宅用太陽光発電システム等設置補助事業	環境課	住宅用太陽光発電システム等を設置する家庭に対し設置費の一部を補助する。
通勤ノーカーデー奨励事業	環境課	自転車や公共交通機関を使う“エコ通勤”を促進するため、市職員が率先行動を行い、一層の定着化を図る。

(3) 地域環境の向上

①公害防止対策の推進

工場や事業所からの公害の発生を防止するため、環境への配慮活動を促すとともに、公害の発生源となり得る事業所等に対する指導を行います。また、近年増えている都市・生活型公害に関する苦情については、生活排水対策、近隣騒音対策、不法な廃棄物の野外焼却の防止等を推進します。

②環境美化の促進

アダプトプログラム^{*3}や公園等愛護会^{*4}等による環境美化活動を推進するとともに、団体が相互に情報交換を行える場を設ける等、連携を強化していきます。また、市民が各清掃活動へ参加できるよう、情報提供をします。

③不法投棄対策の推進

不法投棄物の調査、指導、パトロールの実施を強化するとともに、隣接市町及び県と協力して啓発活動を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
環境美化活動支援事業	環境課	ごみゼロ運動や地域清掃活動の支援を行う。
不法投棄対策事業	環境課	不法投棄防止のための啓発活動、パトロールや不法投棄物の回収を行う。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市環境基本計画（平成16年度～平成35年度）
- 日進市地球温暖化対策実行計画（平成23年度～平成35年度）
- 日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- 日進市環境まちづくり基本条例

◆ 用語の解説

- ※1 低炭素社会：地球温暖化の原因の一つとされる温室効果ガスの排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会のこと。
- ※2 4R：Refuse（リフューズ、断る）必要ないものは買わない、使わない
Reduce（リデュース、減らす）必要な分だけ買う、使う
Reuse（リユース、再使用）使えるものは修理、修繕して繰り返し使う
Recycle（リサイクル、再生利用）分別し資源になるものは資源回収場所へ出す
の総称。この4Rには取り組む順番があり、上にあるものほど優先順位が高くなっている。
- ※3 アダプトプログラム：道路、河川等の美化、保全等のため、市民、市民団体及び事業者が里親となってボランティアで環境美化活動を行うこと。
- ※4 公園等愛護会：市が設置及び管理する都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、その他の広場の除草、清掃等の維持管理業務を自発的に行う団体。

第2節：環境

2. ごみの適正処理と再資源化の推進

現状と課題

- ・ 経済成長がもたらした大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会により環境への負荷が増大し、様々な環境問題を引き起こしています。それらに対する環境活動も行われていますが十分ではなく、持続可能な循環型社会へ向けてさらなる取組が必要になっています。
- ・ 本市においては、一人あたりのごみ排出量は年々減少していますが、人口が増加しているため、総排出量はほぼ横ばいとなっています。ごみの処理については、本市、みよし市及び東郷町で組織する尾三衛生組合において効率的に処理していますが、埋め立てとともに市外の施設や事業者に依存しているため、さらなる減量が求められています。
- ・ 平成20年度に実施した市民意識調査において、ごみ処理等の環境対策の重要性が高くなっていることから、ごみや資源の分別、排出方法等の情報をわかりやすく提供していく必要があります。また、ごみの組成調査の結果、手付かずの食材や食べ残し、リサイクル可能な紙類等が数多く排出されていることから4R^{*1}を推進していく必要があります。
- ・ 本市の資源回収拠点であるエコドームにおいて、資源回収に努めていますが、人口の増加及び市民の環境に対する意識の高まりから、エコドームの利用者は年々増えてきています。
- ・ 回収品目も当初の18品目から増加していることから、設立当初の施設規模では手狭になってきています。また、エコドームに資源を持ち込めない市民のために、他の回収方法を検討していく必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 4Rの推進により持続可能な循環型社会を構築しています。
- ごみが減量し、回収や焼却による環境負荷が軽減されています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
市民1人1日あたりのごみ排出量 (g)	764	750	720
ごみ処理等の環境対策に対する満足度 (%)	63.0 (平成20年度)	65	70

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. ごみの適正処理と再資源化の推進	(1) ごみ減量化の推進	① 4 R等の実践に向けた意識啓発の推進 ② ごみの減量化に向けた取組
	(2) ごみの再資源化の推進	① エコドームの充実 ② 資源回収拠点の充実
	(3) 尾三衛生組合との連携	① 適正な処理の継続

施策の主な内容

(1) ごみ減量化の推進

① 4 R等の実践に向けた意識啓発の推進

ごみ減量に向けて、市民や事業者に対し、ごみや資源の排出方法及び4 R、グリーンコンシューマー^{*2}に関することをパンフレット、広報紙、ホームページ等でわかりやすく周知するとともに、一層の資源化を推進するため、ごみの分別について呼びかけます。また、主に市内小学生を対象にごみに関する環境教育を実施します。

② ごみの減量化に向けた取組

将来的に排出されるごみの量を推計するとともに、効果的なごみの収集・処理を行うため、市民参加による一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、一層のごみの減量化を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
ごみ減量啓発事業	環境課	ごみ減量に関する周知や環境教育等を行う。
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定事業	環境課	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定を市民参加によって行う。

(2) ごみの再資源化の推進

① エコドームの充実

利用者の増加等に対応するため、施設の移転、整備を行い、利便性の向上を図るとともに、さらなる再資源化を推進していきます。

② 資源回収拠点の充実

市民が資源ごみを出しやすい環境を整えるため、市内各地の資源回収拠点を充実させるほか、事業者等の協力を得て、常設型の資源回収場所の確保に努めます。また、

子ども会・自治会等の資源回収活動を始めとした、資源ごみの回収を行う団体の支援等を行います。さらに、新たに再資源化可能となるものをエコドームで回収することについて検討を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
エコドーム整備事業	環境課	新施設の整備を行う。
資源ごみ回収推進事業	環境課	プラスチック製容器包装、びん、かんの収集や資源回収団体の支援を行う。

(3) 尾三衛生組合との連携

①適正な処理の継続

尾三衛生組合東郷美化センターに年間約 22,000 t のごみを搬入し、焼却等の処理を行った後、そのうち約 16%を燃えがら等として埋め立てています。今後も、みよし市、東郷町と連携を図りながら、適正な処理を行い、埋め立て量の減量を図るため協力していきます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
可燃・不燃ごみ収集・処理事業	環境課	ごみを計画的に収集し、適正に処理するとともに一般のごみ集積所の維持管理を行う。
粗大ごみ収集・処理事業	環境課	粗大ごみを効率的に収集し、適正に処理する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市環境基本計画（平成 16 年度～平成 35 年度）
- 日進市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 14 年度～平成 23 年度）
- 日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- 日進市環境まちづくり基本条例

◆ 用語の解説

- ※1 4R：Refuse（リフューズ、断る）必要ないものは買わない、使わない
Reduce（リデュース、減らす）必要な分だけ買う、使う
Reuse（リユース、再使用）使えるものは修理、修繕して繰り返し使う
Recycle（リサイクル、再生利用）分別し資源になるものは資源回収場所へ出す
の総称。この4Rには取り組む順番があり、上にあるものほど優先順位が高くなっている。
- ※2 グリーンコンシューマー：環境に配慮した行動をする消費者をいう。

第2節：環境

3. 自然環境の保全

現状と課題

- ・本市北東部に位置する東部丘陵地は天白川の水源地であり、市民が身近に自然を体感することができます。この貴重な動植物が生息している地域の保全を図っていくことが求められています。
- ・土砂の流出を防ぎ、市民の暮らしを守る森林は、自然環境の保全形成に大きく貢献しています。本市では、市北東部を中心に森林が広がっています。
- ・二酸化炭素を吸収する森林を整備・保全することは、地球温暖化対策としても重要であり、長野県木祖村と友好自治体提携を結ぶ中で、「平成日進の森林事業」を市民参加によって進めています。
- ・河川・水路等は、農業基盤整備や住宅地開発に伴ってその改修が進んでいますが、都市化による流出水量の増加等によって、大雨による災害発生の危険性や、人口増加に伴う水質汚濁、ごみの不法投棄等による河川環境の悪化が心配されています。
- ・身近な場所で自然にふれあう機会を求めるニーズが高まる中、人と自然との共生を進めることから、希少生物を始めとする野生動植物の保護、保全に努めるとともに、多様な生物の生息、育成の場としての里山等の緑地や水辺空間の保全、整備が重要です。
- ・多種多様な野生の動植物は、自然環境を構成する生態系に不可欠の要素ですが、近年地球規模での自然環境の悪化等から多くの種が絶滅の危機に瀕しているといわれており、野生動植物の保護は国際的な課題となっています。

3基本計画
基本目標2

施策がめざす将来の姿

- 身近な場所で里山や水辺空間において自然と親しむ市民が増えています。
- 自然環境に配慮した行動をとる市民が増え、多様な動植物が息づいています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
自然があることに対する満足度 (%)	77.4 (平成20年度)	80.0	81.8

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
3. 自然環境の 保全	(1) 緑地環境の保全	① 東部丘陵地の保全・環境維持
		② 里山等、身近な緑の保全・整備
	(2) 水辺環境の保全・創出	① 水質浄化に向けた取組
		② 親水空間の保全と創出
	(3) 生態系の保全	① 絶滅危惧種・希少種の保護
		② 外来種の対策

施策の主な内容

(1) 緑地環境の保全

① 東部丘陵地の保全・環境維持

「ふるさとの森づくり事業」として、市民が身近に自然を体感できるように、シラタマホシクサ、ハッチョウトンボ等、希少な動植物を保護し、また、岩藤新池周辺の良好な自然環境を保全します。さらに、貴重な自然を幅広く周知することによって、東部丘陵地の保全・環境維持に努めます。

② 里山等、身近な緑の保全・整備

身近な自然環境である里山保全の必要性等について、市民との協働による周知活動等を行うとともに、北高上緑地を始めとして市内に里山活動拠点を整備し、川沿いに広がる優良農地を保全します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
東部丘陵地保全事業	都市計画課	ふるさとの森づくり事業として、県営地域用水環境整備事業により、岩藤新池に散策路等を整備する。
里山整備事業	都市計画課	市民が里山に親しむことができるよう除伐し、散策路やベンチを整備する。

(2) 水辺環境の保全・創出

① 水質浄化に向けた取組

アダプトプログラム^{*1}等の市民活動を推進するとともに、公共下水道整備や合併浄化槽の普及に努め、河川・水路等の水質を改善し、生物が生息しやすい環境づくりを推進します。

②親水空間の保全と創出

河川やため池は市民の身近な自然環境であるとともに、様々な動植物の生息地であるため、その貴重な水辺環境・景観の保全、活用を図り、川沿い等に散策路を整備し自然とふれあう拠点の創出と散策路のネットワークの充実を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
合併処理浄化槽普及促進事業	環境課	単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。
公共下水道の整備促進事業	下水道課	下水道管理設工事及び浄化センター整備により公共下水道供用開始区域を拡大する。

(3) 生態系の保全

①絶滅危惧種・希少種の保護

都市近郊にあって東部丘陵地等には貴重な里山があり、岩藤新池やその周辺にはホトケドジョウやカワバタモロコ等の、多くの希少生物が生息しています。絶滅の危惧のある動植物にあっては、保護指定をする等、保護の仕組みづくりを進めます。

②外来種の対策

外来種の中には、在来生態系に取り込まれている種も多く存在するため、すべての外来種を防除することは、生態系へ悪影響を与えることにもつながります。しかし、外来種の中には、生態系への影響や農作物被害、生活被害等を引き起こす侵略的な特定外来生物^{※2}が存在するため、市内の外来種の実態把握に努め、情報収集活動を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
生態系保全事業	都市計画課 環境課	大清水湿地等の生態系を保全する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市緑の基本計画（平成23年度～平成32年度）
- 日進市環境基本計画（平成16年度～平成35年度）
- 日進市森林整備計画（平成23年度～平成32年度）
- 日進市環境まちづくり基本条例

◆ 用語の解説

※1 アダプトプログラム：道路、河川等の美化、保全等のため、市民、市民団体及び事業者が里親となってボランティアで環境美化活動を行うこと。

※2 特定外来生物：人間の活動により他の地域から入ってきた外来生物の中でも、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるもの。アライグマ、オオクチバス、オオキンケイギク等、平成22年2月現在で97種類が指定されている。